

第六回熊本大学附属図書館特殊資料展

永青文庫史料による近世熊本の町の生活

出品目録

平成元年11月7日～9日

熊本大学附属図書館

1. 藤崎宮御祭絵巻物

2軸 整理番号 赤215, 16番

藤崎八幡宮は明治10年(1877)西南戦争で焼失して現在地に移ったが、もとは熊本城の西藤崎台にあり、熊本府の総鎮守として尊崇された社である。現在9月15日に行われる神幸行列(俗にボシタ祭)は古くは放生会(ほうじょうえ)の神幸式で旧暦8月15日に行われた。

細川氏は肥後入国後毎年家中に奉納馬を割当て神事に参加した。寛永10年(1633)には18頭出馬したと記録されている。この絵巻物は神幸行列とそれを見物する町人の様子が描かれている。筆者は肥後狩野派の全盛時代を築いた狩野幸信(～1761)ではないかと言われている。(27.8×1009.4cm・27.4×1012.2cm)

2. 藤崎宮祭礼之図

整理番号 赤215, 15番

箱書は「藤崎宮御行之図」。藤崎八幡宮からお旅所に向う神幸行列(朝随兵)図。櫛を先頭に鉦の先に赤白青の鼻高面を掛けたもの、神輿、神馬以下の行列、青竹で作ったササラを持って飾馬を追う者、立錐の余地もないような見物人、棧敷で見物する老若男女、酒を酌み交しながら見物する者もあり祭りを楽しむ人々の姿がいきいきと描かれている。群衆の中を馳ける馬に毎年怪我人が出たというのうなづける。藩庁からは怪我人が出ないように、又夕随兵が遅くならないように等度々警告が出された。出雲松江藩の儒者桃節山は『西遊日記』にこの祭の模様を記し、何さま珍しき祭礼なりと書いている。(56.6×1127cm)

3. 熊府之図

整理番号 8, 4, 丙93

坪井川を内堀に、白川・井芹川を外堀に利用した熊本城を中心とする熊本府の絵図。寺社は赤色、侍屋敷は黄色、町屋は黒色で色分けされ、町名・寺名・重臣の屋敷名が書き込まれている。正保4年(1647)北岡山に移った祇園社はまだ花岡山にあることから正保4年以前に描かれたものと推察される。(72.5×73cm)

4. 熊本所分絵図

整理番号 赤215, 5番

熊本の曲輪内を11に区分した絵図、他に熊本総絵図と飽田託摩之内屋敷絵図が附いている。各絵図は町・寺社・知行取・中小姓・切米取・下屋敷・地子・田・藪・河原・川・道等色分けし、家臣の居宅は氏名・坪数、町については町名・寺社名等が記入されている。(159×118～93×68.7cm)

5. 国郡一統志

整理番号 赤204, 43号

細川藩の儒者北島雪山(1636~1697)が寛文9年(1669)陽明異学禁止で致仕するまで国中を調査して編纂した肥後国最初の地誌。国郡一統名藍志(寺院)6巻、国郡一統名社志(神社)3巻、国郡一統寺社総録(神祠・仏堂・自然神)5巻、国郡一統名蹟志(古城・名勝・系図など)1巻の15部からなる。肥後の中世末期から近世初期の村落構造、宗教などを解明する根本史料といわれる。雪山は書家としてもすぐれ雪山流といわれる独自の唐様書風を創始した。(26.7×17.6cm)

6. 肥後国志 府中上下

整理番号 3, 2, 75

明和9年(1772)森本儀大夫(一瑞)編輯。享保13年(1728)成瀬久敬著『新編肥後国誌草稿』を増補した形のもので、後年の水島貫之著『増補肥後国誌』後藤是山著『肥後国誌』等の原本ともなった。

序、附言(凡例)、肥後国元始大略につづいて熊本府について書かれている。慶長4年加藤清正築城の時隈本を熊本と書き改めたこと、86の町名、熊本城、花畑館をはじめ府中の山川・名勝・旧蹟・神社・仏閣等を挙げて説明してある。(26.5×19.8cm)

7. 肥州名勝略記

整理番号 3, 2, 29

辛島道珠撰。北島雪山の『国郡一統誌』に次ぐ古地誌書で、旧藩時代最も広く伝写された書といわれる。上下巻にわかれ、上には飽田・託摩・益城・宇土郡、下には八代・葦北・山本・玉名・山鹿郡の神社・仏閣・山川・名勝・旧跡等88項目をあげ、『六国史』・『万葉集』・『八代集』など諸書の考証もまじえて説明している。飽田郡は国造社・祇園社・藤崎宮等21項目について書かれている。(26×19cm)

8. 肥後名勝私記 上下

整理番号 102, 57 4

森本一瑞著。文化10年(1813)中島春臣写本。辛島道珠著『肥後名勝略記』にならって肥後国内各郡の名勝地の説明をしたもので、200ヶ所以上あげられているが、名称だけで説明のないものも多くみられる。

飽田郡については熊本城・藤崎八幡宮・山崎天満宮・立田山など16項の名勝地があげられている。(24×19cm)

9. 舟路往還記 上下

整理番号 2, 5, 16

著者は第二代時習館教授藪孤山(1735~1802)の姉妹実尼。上巻は熊本より京都・伊勢への旅の紀行文、下巻は岩戸観音詣、檜垣、大慈寺、住吉大明神、松橋、八代など熊本近辺めぐりの記録である。岩戸観音には金峯山の麓をめぐり少しさがって岩殿につくが、この巖は潮の満干に濡れ乾く奇なる巖なりとあり、海岸線が岩戸観音のすぐそばまで来ていたことがわかる。(26.8×19.5cm)

10. 芳聞内書：肥後遊草

整理番号 106, 5, 15

安永5年(1776)阿波国勝浦郡小松鳴浦中嶋屋専助著。阿波国から熊本に来、石塘町の油屋旅館に泊って菜種の買取りをした商人が20日あまり滞在したなかで見聞したことを記録したもの。熊本、藤崎八幡宮、清正権現などの観光とともに、時の藩主細川重賢の治政、いわゆる宝暦の改革(学校・評定所・刑法等)についてや、人情、風俗の観察記である。文字や儒学に造詣が深いことが窺われる。(25.5×19cm)

11. 官職制度考 乾坤

整理番号 1, 4, 16

文化8年(1811)垣塚文平撰。熊本藩の官職制度を詳説した書。第1巻は奉行所をはじめ16局の役員および事務、第2巻は軍制・その他、第3巻は郡政・田賦・雑部、第4巻は制度部。町局は漢名諸市署。根取(2人)、書記(4人)、横目(3人)、廻役(3人)、小使(3人)の職員で、寺社局との兼職で城下市中の支配を掌り公事訴訟万事の指揮を取る。城下町は15懸82丁とある。又制度部には戸口・米価・古今并諸貨物・役人心得・衣服制度・旅行などいろいろの記録があるが、ここでは文化8年(1811)の物価の項を展示している。(26×19.1cm)

12. 旧章略記

整理番号 108, 4, 5

政事執行の参考にする目的で、藩庁の諸部局の沿革ならびに職務上の重要記事を編纂したもの。文化9年(1812)作成。

町方については熊本・川尻・高瀬・高橋・八代の各町の町数、町役人、町家の衣服・町家の格、火事・洪水の際の消防馳付方、盆後踊、凶荒備蓄、町牢、町会所のことが書かれている。(32×22.6cm)

13. 御条^{ひかえ}目扣

整理番号 8, 4, 丁80

条目とは本文を簡条書きした文書様式で、藩庁各部局の規則を書いたものである。

町方については先づ民政の基本である商売交易の便をはかり、各自生業にいそしみ、奢侈を戒め、五人組の制度を守り、孝養をつくし、風俗を正し、余分の利益をむさぼることのないよう、訴訟は速に行うこととし、商賣名籍帳、町馬のことが規定されている。(31.3×13cm 折帖)

14. 職制

整理番号 8, 4, 丁79

藩庁各部局の組織系統図。各局名、役職名がかかれ人数が朱書きされている。町方は根取(寺社方より兼帯)、物書町方横目(3人)、唐物方旅人方役人(1人)、俵物方役人(1人)、小使(2人)、町方奉行附属として川尻・高瀬・高橋・八代の各町がある。官職制度考と対照してみるべきものである。(34.8×13.3cm 折帖)

15. 市井雑式草書附録 写共ニ

整理番号 10, 6, 1

文化9年(1812)以降の町方に関して法令となるような事を藩庁記録(日帳・町方日帳・その他)から集めたもの。火事・洪水・強風・病人手当等非常の事、諸祭礼ならびに演能、家蔵屋敷取建、ならびに売買貸借、穀物売買ならびに質物、相撲・歌舞伎、地蔵祭り物、その他。文化10年(1813)の熊本町数86町、家数3,885軒、男女数20,396人(男11,178人、女9,218人)、別当役36人、蔵・客屋・造酒屋(酒醸造元)・糶(麴)屋、揚酒屋(酒小売店)の数、市日等の記録や揚酒屋で売ることの出来る煮魚の種類、魚屋で売るちくわ、てんぷらなど町の生活に関するさまざまなことが書かれている。(24.3×16.2cm)

16. 雑式草書

整理番号 10, 6, 14

町方に対する法令集。これより前、町方の規則集として作成された『市井式稿』を追捕・修正するものとして編纂された。収録年代は宝暦から天明期であるが、朱書による注記は文化年代にまで至る。巻頭に凡例と目次を附す。典拠となった資料は日帳・諸願扣・諸達扣・触状扣・万覚帳その他である。(26.5×19cm)

17. 町方寸志一件

整理番号 12, 20, 27

熊本藩では金銭や米穀を献納して士格・禄扶持を与えられる者を寸志といい、金上げ侍や郷土、一領一疋等とも称するが、町方の者も金銭を献納して苗字・帯刀・影踏御免や、丁頭・町別当等の役職相続等の思恵が与えられた。本資料は天保15年(1844)熊本の町別に寸志金を差出した者の名簿である。寸志の名目としては関東御手伝・日光御手伝御用から粥施・窮民取救米代・水理普請のための明俵(あきたわら)代献納など多種におよんでいる。(19.5×27cm)

18. 町頭并同列

整理番号 10, 6, 6~7

文化5年(1808)から明治3年(1870)までの熊本の町別の役職員(丁頭・丁頭列・丁頭助役・坊長・坊長列)の記録。在職中および退職時の褒賞等も書かれている。

熊本町15懸82町では1懸に長として別当2、3人から5、6人をおき、肝煎・物書1、2人ずつ、1町に1人ずつ町頭をおいた。又各懸別当の輪番で城下町全体で1名の惣月行事(司)を選出していた。(15.5×22cm)

19. 影踏御免^{えいふみ}

整理番号 12, 9, 52

キリシタン禁止政策の一手段として、宗門改（あらため）とって毎年キリスト教の聖画像をふませる影踏が強制的に行われたが、町人のうち寸志金の上納や町政に対する功勞によって影踏を免除される者があった。本資料は文化3年（1806）から明治2年（1869）までの熊本府中の町別・年代順の影踏を免除された町人の記録である。

町役人については別当は宝暦7年（1757）から、町頭については天明5年（1785）から家内共御免、寛政12年（1800）からは物書やその他の手附役まで在勤中家内共御免となった。（15.5×21.5cm）

20. 申上覚

整理番号 神雑1, 203, 3

承応3年（1654）1月26日 古町 久右衛門

21. 申上覚

整理番号 神雑1, 78, 7

承応3年（1654）1月26日 古町 藤兵衛

22. 覚

整理番号 神雑1, 78, 15

午（1654）1月26日 油や 吉十郎

23. 覚

整理番号 神雑1, 78, 20

承応3年（1654）1月26日 新三丁目 仁左衛門 吉住伝右衛門・国友半右衛門宛

24. 指出し

整理番号 神雑1, 69, 10

承応3年（1654）1月27日 新二丁目 徳左衛門 吉住伝右衛門・国友半右衛門宛

25. 差出し

整理番号 神雑1, 78, 4

承応3年（1654）1月28日 新二丁目米や 伝左衛門 吉住伝右衛門・国友半右衛門宛

上記の資料は承応3年1月26日から28日にかけて出された一つの主題に対する一連の資料である。

前年の承応2年8月5日肥後地方は大風・洪水にみまわれ、倒家64,547軒、死者41人、田畑の損害がひどく潮害のため収穫皆無のところもあり損毛知行高は84,160石余であった。藩庁では10月12日財政強化策を打出し、家臣には知行・切米の一部徴収という上知策をとった。町人に徴税の方策を求めたのに対し、各人がそれぞれ運上銀の賦課について献策したものである。

20. 質屋、上方よりの細物（こまもの）・荒物商売人、上方よりの酒に課税すべきとしている。（28.2×20.6cm）

21. 船主に帆銭、上方よりの荒物・こま物商売人、他国よりの物、木綿、茶、たばこに課税すべし。（28.6×19cm）

22. 熊本近郊の田畑の税率引上げと熊本町在住のものによる耕作、藩札の発行、質屋、塩・たばこ・茶・紙・もめん・布・苧・鉄・銭屋・旅・酒・鯨油等の問屋制定、油屋、町人に酒・麴作りを行わせることなど。（31.8×82.2cm）

23. 国中人別銭、家別いろり銭の賦課を。（28.5×26.7cm）

24. たばこの国外売出、舟の帆銭。（28.6×41.2cm）

25. 椿油の売出、俵物（たわらもの）への課銭。（32.2×41.2cm）

26. 熊本・高橋・高瀬・八代町窮飢之者取救候名附

整理番号 108, 4, 7

熊本藩では城下町が熊本・八代、これに次いで重要な町として川尻町・高橋町・高瀬町があり、あわせて五ヶ町又は五ヶ所町と称して他の在町とは格付が別であった。

本資料は宝暦6年（1756）春のものであるが、前年6月と8月に強風・洪水に見舞われ、幕府に損毛高合計378,060石余と報告している。町在住のもので窮飢御救米として米穀を醸出した篤志家を町別に報告したものである。その高により出された報獎金（あるいは詞のみ）高が朱書されている。（30.3×22.4cm）

27. 孝悌・産業精勤之者并九十歳以上之者名付帳

整理番号 108, 4, 4

宝暦6年(1756)、孝悌(父母に孝行をつくしよく兄に仕える)や産業・家業に精勤した者と、藩内の高齢者のうち90歳以上の者に対する褒賞名簿。90歳以上は168人で、最高齢は102歳(八代郡)である。熊本町在住の町人では101歳(紺屋阿弥陀寺町西心)が最高齢者で、町在のものには鳥目300文、樽1つずつ贈られている。(30.8×22.4cm)

28. 忠孝者行状草稿

整理番号 9, 17, 4

天明6年(1786)～文化7年(1810)までの期間に孝行により賞賜をうけた者の善行を書いたもの。寛文6年(1666)から宝暦年間(1750年代)に表彰された者の行状記録『肥後孝子伝』・『孝子記事』等の後をうけるものと考えられる。藩校時習館で編さんされた。原稿を朱書で校訂した模様がうかがわれる。(25.2×19cm)

29. 御刑法草書・例書

整理番号 12, 9, 8

熊本藩が宝暦4年(1754)に制定し、翌5年から実施した刑法典。堀平太左衛門・清田新助・志水才助らが編纂した。追放刑を廃して徒刑(懲役刑)を採用したこと、論理的・体系的に編纂されていること、明治新政府の「仮刑律」の手本とされたことなど日本刑法史上高く評価されている。刑の種類は笞・徒・死。笞は10～100の10等、徒は1～3年を半年毎に5等と入墨・雑戸を附加して合計8等、死は刎首、斬罪、斬臬、磔、焚の5種に分れている。(30.3×21cm)

30. 人命

整理番号 13, 12, 17・19

前項『御刑法草書』は盗賊・詐偽・奔亡・犯姦・闘殴・人命・雑犯など犯罪類型別の各編が極めて具体的に規定されており、この刑法典を適用した諸犯罪の記録も膨大な量が現存している。今回はそのうち人命に関する資料を展示した。人命には謀殺・祖父母父母を殺・親属を殺・主を殺など13項目があり、年代別・項目別に記録されている。(26×19.5cm)

31. 祇園宮社記

整理番号 100, 4, 4

祇園社は今の北岡神社(春日町)である。祇園さんとも呼ばれ、藤崎八幡宮と並ぶ古い由緒をもつ社で承平年中(930年代)京都の祇園社(八坂神社)を飽田国府に勧請したのに始まる。その後祇園山(花岡山)に、さらに正保4年(1647)北岡山に移した。

本書は縁記を誌したものであるが、その中に「祇園宮御幸備之次才」があり、隨兵頭・隨兵300人等を伴う神幸行列が記録されている。細川氏入国後は大がかりな神幸行列はすたれた模様で、毎年6月の祭礼には祇園会能場で新座組・本座組による演能が行われた。(27×19.6cm)

32. 御祭礼帳頭書

整理番号 文1, 1, 64

近世熊本では御祭礼というのは祇園社・藤崎八幡宮両社の祭礼を指した。本資料は正徳元年(1711)から嘉永3年(1850)迄の両社祭礼に関する寺社方・町方の記録である。役員の数、役務、祭礼日の差支、家中の馬、祭礼式のこと等が記録されている。寛保3年(1743)には定式がきめられ、藤崎宮の神幸行列には隨兵頭は歩御使番1人、隨兵100人他に小頭6人、足軽帯甲冑、御長柄50本紋付揃羽織着長柄の者が持つ等。又祭礼式の部では延享元年(1744)町奉行への通達として、馬追の際の下品な掛声(わる口)を禁じた記録等がある。(26.4×19.8cm)

33. 座頭帳

整理番号 12, 9, 79

座頭とは琵琶法師など当道仲間に入った盲人の通称で、検校・別当・勾頭につぐ階級の者で官金の配分をうけた。本資料は文久3年(1863)から明治3年(1870)迄の座頭に関する記録で、座頭の歴史・礼式・官金拝領の実態、芸業にたづさわる者の実情を知ることの出来る資料である。(26.6×19.6cm)

34. 旅人入門控帳

整理番号 12, 9, 15

熊本の学風の高さは諸国に知れわたって、藩校時習館(文・武芸)・再春館(医学)はもとより各私塾にも藩外からの遊学者が多かった。教官に縁故のない者は多くの場合古町・新町界隈の旅人問屋に下宿した。本資料は文久3年(1863)から明治4年(1871)まで文学・儒学・医術・兵法等修業のため来熊したものに対する宿屋の身元引受届である。どの道を通って師範宅へ行くか道順を届出しており、それ以外の道路の通行は禁じられていたらしい。宿泊しての修業期間は通常150日、延長は150日が認められている。入門者は九州一円からで遠くは江戸小石川養生所出役医師が1件ある。(26.8×19.8cm)

35. 炮器寸志一件

整理番号 12, 20, 24

幕末熊本藩では本庄会所を鉄炮製造所にするなど独自の炮器鑄造を行ったが、莫大な費用を要したため寺社および町方にも寸志を募った。本資料は元治元年(1864)から明治元年(1868)迄の炮器製造のための寸志の記録である。ゲェベル(ケベル)筒、ホフト炮、大炮ボート、材料のブリッキなどの語がみえ、熊本町中壯健の者は商売のひまに炮術稽古を行い、市兵を編成したことが記録されている。(27×20cm)

36. 町方諸品直段調帳

整理番号 10, 6, 2

天保10年(1839)から明治3年(1870)までに熊本町の中で売買された諸品についての価格を調査したもの。米穀・酒・醤油・味噌・魚・野菜・うどん・そうめん等の食料品から瓶・茶碗・櫛・行灯・傘・風呂桶・呉服・箆・長持などの日常生活用品、大工・左官の日当、髪結、風呂銭、旅籠料等々物価に関するものが網羅されている。(27×19.5cm)